

# 医療法人啓友会 指定小規模多機能型居宅介護運営規程

## (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む)

### (事業の目的)

第1条 この運営規程は、医療法人啓友会が設置する「小規模多機能ゆ～らり」（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業〔介護予防を含む〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護状態（要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供にあたっては、要介護者（要支援者）の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供する。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年高槻市条例第42号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能ゆ～らり
- (2) 所在地 高槻市安岡寺町2丁目1番10号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行なう。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 必要人員以上

介護職員は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間

①通いサービス 基本時間 午前9時から午後5時まで

②宿泊サービス 基本時間 午後5時から午前9時まで

③訪問サービス 24時間

(利用定員)

第6条 事業所の登録定員は25人とする。

(2) 1日の通いサービスの利用定員は15人とする。

(3) 1日の宿泊サービスの利用定員は 7人とする。

(指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。

①日常生活の援助

②健康チェック

③機能訓練

④食事支援

⑤入浴支援

⑥排泄支援

⑦送迎支援

(2) 訪問サービス

① 食事や入浴、排泄等の日常生活上の身体介護

② 調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③ 安否確認

(3) 宿泊サービス

事業所において宿泊し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 介護計画の作成

(5) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(介護計画)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画を個別に作成する。

2 小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

4 小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画を利用者に交付する。

5 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

6 小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画の変更を行う。

7 小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録す

る。

#### (短期利用居宅介護)

第9条 事業所は、登録定員の範囲内で、短期間の短期利用居宅介護を提供する。

2 利用者の状態や家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合にサービスを提供する。

3 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をう家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

#### (利用料等)

第10条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

（1）宿泊は、1泊につき個室3000円 個室以外の宿泊室2000円を徴収する。

（2）食費は、利用した食事に対して、朝食340円、昼食770円、夕食670円、おやつ代100円を徴収する。

（3）おむつ代は、その実費を徴収する。

（4）前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であつて、利用者が負担することが適當と認められる費用については、実費を徴収する。

3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に關し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔介護予

防を含む] の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、高槻市全域とする。

(衛生管理及び感染症の対策等)

第12条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者及びその家族は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供により賠償す

べき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第15条 指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止)

第17条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

(4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第18条 指定小規模多機能型居宅介護の提供〔介護予防を含む〕に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供に係る利用者又はその家族か

らの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕に係る利用者からの苦情について国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### （個人情報の保護）

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

#### （秘密の保持）

第20条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### （地域との連携など）

第21条 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等、地域との交流に努める。

- 2 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕について知見を有する者等により構成される協議会「運営推進会議」を設置し、概ね2月に1回、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設ける。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防を含む〕に関する記録を整備し、そのサービス開始の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人啓友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成19年11月 1日から施行する。
- この規程の改定は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程の改定は、平成24年 9月 1日から施行する。
- この規程の改定は、平成26年 4月 16日から施行する。
- この規程の改定は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程の改定は、平成27年11月 1日から施行する。
- この規程の改定は、令和元年10月 1日から施行する。
- この規程の改定は、令和4年12月 1日から施行する。
- この規程の改定は、令和6年 6月 1日から施行する。